特定船舶の入港禁止措置について

1. 特定船舶の入港禁止措置の概要

○ 北朝鮮に対する措置の一環として、<u>平成18年から北朝鮮籍船舶の入港を禁止</u>(根拠法:特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法(特定船舶入港禁止法))。

『根拠条文:特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法(特定船舶入港禁止法)

(入港禁止の決定)

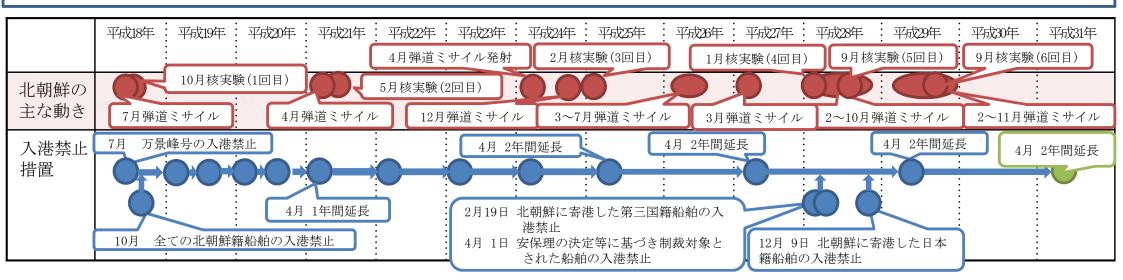
第三条 我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるときは、<u>閣議において、期間を定めて、特定船舶について、本邦の港への</u> 入港を禁止することを決定することができる。

(国会の承認)

第五条 政府は(中略)第三条第一項又は第三項の閣議決定に基づく<u>入港禁止の実施につき国会の承認を求めなければならない。</u>』

2. 平成31年における本措置の延長と国会承認について

- 現在、①北朝鮮籍船舶、②北朝鮮の港に寄港歴のある船舶、③国連安保理制裁対象船舶の入港を禁止。
- 拉致、核、ミサイルといった諸懸案に対する北朝鮮の対応や、国際社会の動き等日本を取り巻く国際情勢に鑑 み、入港禁止措置の期限を**2年間**延長(令和3年4月13日まで)。
- 〇 平成31年4月9日、本方針について閣議決定。また、特定船舶入港禁止法に基づき、当該措置を実施すること につき承認を求めるの件を、平成31年通常国会に付議。



北朝鮮に対する措置の継続実施について (入港禁止措置及び輸出入禁止措置に係る閣議決定)

令和元年5月

内閣官房 外務省 経済産業省 国土交通省

1. 経緯

- (1) 平成18年7月の北朝鮮による弾道ミサイル発射及び同年10月の北朝鮮による核実験実施の発表を受けて、同月、我が国は、特定船舶の入港禁止に関する特別措置法に基づき北朝鮮籍船舶の入港を全面禁止するとともに、外国為替及び外国貿易法に基づき北朝鮮からの輸入を全面禁止した。
- (2) 平成21年4月の北朝鮮によるミサイル発射及び同年5月の核実験を受けて、同年 6月、外為法に基づき北朝鮮への輸出を全面禁止した。
- (3) 入港禁止措置の対象となる船舶については、北朝鮮が挑発行動を繰り返していること等を受け、平成28年2月に北朝鮮に寄港した第三国籍船舶、同年4月に国連安保理の決定等に基づき制裁措置の対象とされた船舶、同年12月に北朝鮮に寄港した日本籍船舶を追加した。
- (4) 本年3月末までに、入港禁止措置及び輸入禁止措置については、閣議決定に基づき 11回、また、輸出禁止措置については、閣議決定に基づき6回の期限延長を実施し た。

2. 基本方針

我が国の対北朝鮮措置については、拉致、核・ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するために何が最も効果的かという観点から、今後の対応を不断に検討することを基本方針としている。

3. 措置の継続実施

- (1) 累次の安保理決議は、<u>北朝鮮の完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの廃棄</u>を求めているが、<u>いまだその実現には至っていない</u>。また、<u>拉致問題については</u>、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を北朝鮮に対して強く求めてきているが、いまだ解決に至っていない。
- (2) 我が国が対北朝鮮措置として実施している入港禁止措置及び輸出入禁止措置については、本年4月13日に期限が到来したところ、こうした<u>北朝鮮をめぐる諸般の情勢を総合的に勘案し、これらの措置を継続実施(措置を2年間延長)</u>。
- (3)本年4月9日に当該措置の実施について閣議決定(外務省が主請議)するとともに、 同月16日に当該措置の国会承認を求めるの件について閣議決定(外務省が主請議)。